### 厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

### 総合研究報告書

# ワクチン等の品質確保を目的とした国家検定の最適化や 国際整合化を目指すための研究

研究代表者 石井 孝司 国立感染症研究所 品質保証・管理部 部長

#### 研究要旨:

国家検定は、保健衛生上特別の注意を要する医薬品(特に高度な製造技術や試験技術を要するもの)について、製造販売業者等で実施する出荷判定に加えて、検定機関がロットリリースを行う制度であり、WHO においても各国の規制当局が実施しなければならない必須要件と定めている。国家検定制度は、ワクチン、血液製剤、抗毒素等(ワクチン等)の品質確保において重要な役割を担っている一方で、近年の医薬品の製造及び品質管理技術の向上に伴い、国家検定制度のあり方については国際的にも検討が進められているところである。こうした背景を踏まえ、過去の厚生労働科学研究で得られた成果及び諸外国の国家検定制度の状況を参考にしながら、本邦の国家検定制度をより効果的かつ効率的な制度に向上させるため、国家検定試験の最適化、品質管理試験法の評価と改良に関する検討、検定検査機関の品質システム強化に関する検討、を主として実施した。

- 1) 生物学的製剤への SLP 導入については、SLP 審査によるロットリリースを導入すべく検討を重ね、令和 3 年 7 月より血液製剤および抗毒素製剤、BCG 等での SLP 審査を開始し、すべての生物学的製剤への SLP 導入を完了した。
- 2) 品質管理試験法の評価と改良に関しては、試験値の正規分布仮定が困難な場合を想定し、 矩形(一様)分布仮定における評価法を新たに開発した矩形分布評価法は、試験値の異常 値評価として利用可能であることが示唆された。異常毒性否定試験に関して検討を進め、 現在国内で販売されているすべての生物学的製剤にの生物学的製剤基準(生物基)から削 除された。動物実験については、体温を指標とした人道的エンドポイントの設定が有効で あることが示唆されたボツリヌス抗毒素力価試験において、死亡に先立って明らかな体温 の低下が認められ、「時間単位」でも死亡予測が可能であることが示唆され、苦痛軽減(苦 痛を与える時間の短縮)につながると考えられた。狂犬病ワクチンの力価試験の改良に関 しては、EDQMの国際共同研究に参加し、プロトコルに従って3回の試験結果を解析して 報告した。今後引き続き試験の安定化および国内ワクチンを用いたバリデーションを行 う。蛇毒抗毒素製剤については、発熱試験について国家検定成績と製造所の自家試験記録 とを比較検討し、試験結果の再現性および安定性を確認できたことから、蛇毒抗毒素製剤 の国家検定における発熱試験の省略は可能であると考えられた。毒素定量法の検討につい ては、培養細胞を用いた試験法の検討を開始した。無毒化試験で使用するために感度とア ジュバントであるアルミニウムの影響を調べたところ、感度はウサギを用いた試験法のお よそ 10 倍、アルミニウムが培養細胞に大きな影響を及ぼすことはなく、判定においても 一定の希釈で対応できることが明らかになった。現在、本法の生物学的製剤基準への収載 を目指し、ワクチン製造所と共同研究契約を締結して本法の評価を行っている。
- 3) 検定検査機関の品質システム強化に関しては、国家検定が実施されているワクチン接種後に報告された副反応疑い報告についてまとめるとともに、異常な集積がないかについて検

討した。2021年2月から始まった新型コロナワクチンについて検討したところ、新型コ ロナワクチン接種後の VVR は 10~20 代で頻度が高く、1 回目接種後は 2 回目より頻度が 高かったことから、10~20 代への初回接種後は、VVR の好発時期である接種後 30 分間の 体調観察が重要と考えられた。また、日本でも定期接種化が検討されているおたふくかぜ ワクチンに関連して、MMR ワクチンの安全性に関するレビュー論文について検討すると ともに、予防接種後有害事象サーベイランスが充実しているオーストラリアの制度、欧州 連合(EU)のワクチンバッチリリース制度について調査した。ワクチンの国家検定への リスク評価に基づく一部ロット試験の導入に向けて、過去のリスク評価結果を考慮した上 で直近の実績等に基づきリスク評価を試行し、試験頻度を減じる対象品目を選定した。ま た、リスク評価シートの見直しを検討した。国家検定にリスク評価に基づく一部ロット試 験が導入されることにより、製造技術や品質管理手法の向上、新規モダリティの製品の導 入などに応じた国家検定の最適化や国際整合化が期待できる。試験検査機関の品質システ ムについては、PIC/S や WHO において、ISO 17025 が試験検査機関の品質システムの実質 的な国際標準となっており、多くの国の公的試験検査機関が認定を取得していることか ら、感染研としても認定を取得することが望ましいと考え、本年度に認定を取得すること ができた。認定を取得する過程で見いだされた課題等への取組みは、品質システムの強化 と向上にも資することが期待できる。

以上の結果は、平成30年度から進められている「ワクチン行政全般に関する官民対話」において抽出された諸課題の解決にも資することが期待される。

研究分担者		妹尾充敏	国立感染症研究所
多屋馨子	神奈川県衛生研究所 所長		細菌第二部 室長
	(国立感染症研究所	落合雅樹	国立感染症研究所
	感染症疫学センター総括研究官)		品質保証·管理部 室長
浜口 功	国立感染症研究所		
	次世代生物学的製剤研究センター	研究協力者	
	センター長	脇田隆字	国立感染症研究所
	(血液・安全性研究部 部長)		所長
水上拓郎	国立感染症研究所	大西 真	国立感染症研究所
	次世代生物学的製剤研究センター		副所長
	センター長	木村睦未	神奈川県衛生研究所
	(血液・安全性研究部 室長)		企画情報部
高橋宜聖	国立感染症研究所	関戸晴子	神奈川県衛生研究所
	治療薬・ワクチン開発研究センター		企画情報部
	センター長	最上恵美子	神奈川県衛生研究所
花木賢一	国立感染症研究所		管理課
	安全実験管理部 部長	大崎芳彦	神奈川県衛生研究所
倉光 球	国立感染症研究所		管理課
	次世代生物学的製剤研究センター	新井 智	国立感染症研究所
	室長		感染症疫学センター 室長
	(血液・安全性研究部 室長)	森野紗衣子	国立感染症研究所
伊藤睦代	国立感染症研究所		感染症疫学センター
	ウイルス第一部 室長	高梨さやか	国立感染症研究所

	感染症疫学センター		ウイルス第一部
三輪晴奈	国立感染症研究所	染谷雄一	国立感染症研究所
	感染症疫学センター	>1 <b>.</b> EE.	ウイルス第二部 室長
奥山 舞	国立感染症研究所	鈴木亮介	国立感染症研究所
	感染症疫学センター	71. 7 22.	ウイルス第二部 室長
田中佳織	国立感染症研究所	清原知子	国立感染症研究所
	感染症疫学センター	.,,,,,	ウイルス第二部
吉田敏恵	国立感染症研究所	竹田 誠	国立感染症研究所
	感染症疫学センター		ウイルス第三部 部長
浅野彩香	国立感染症研究所	大槻紀之	国立感染症研究所
	感染症疫学センター		ウイルス第三部 室長
松岡佐保子	国立感染症研究所	原田勇一	国立感染症研究所
	血液・安全性研究部 室長		ウイルス第三部 室長
谷生道一	国立感染症研究所	嶋崎典子	国立感染症研究所
	次世代生物学的製剤研究センター		ウイルス第三部
	(血液・安全性研究部)	佐藤佳代子	国立感染症研究所
池辺詠美	国立感染症研究所		ウイルス第三部
	次世代生物学的製剤研究センター	小川道永	国立感染症研究所
	(血液・安全性研究部)		細菌第一部 室長
野島清子	国立感染症研究所	見理 剛	国立感染症研究所
	次世代生物学的製剤研究センター		細菌第二部 部長
	(血液・安全性研究部)	森 茂太郎	国立感染症研究所
松村隆之	国立感染症研究所		細菌第二部 室長
	治療薬・ワクチン開発研究センター	阿戸 学	国立感染症研究所
	室長		ハンセン病研究センター 部長
森山彩野	国立感染症研究所	柊元 巌	国立感染症研究所
	治療薬・ワクチン開発研究センター		病原体ゲノム解析研究センター 室長
	室長	藤田賢太郎	国立感染症研究所
滝本一広	国立感染症研究所		品質保証・管理部
	安全実験管理部 室長	湯浅磨里	国立感染症研究所
田原口元子	国立感染症研究所		品質保証・管理部
	安全実験管理部	板村繁之	国立感染症研究所
網康至	国立感染症研究所		品質保証・管理部
	安全実験管理部	木所 稔	国立感染症研究所
岩城正昭	国立感染症研究所		品質保証・管理部
	安全実験管理部・細菌第二部	内藤誠之郎	国立感染症研究所
林 昌宏	国立感染症研究所		品質保証・管理部
	ウイルス第一部 室長	佐々木裕子	国立感染症研究所
河原円香	国立感染症研究所		品質保証•管理部
	ウイルス第一部	新井万柚子	国立感染症研究所
仲山紀子	国立感染症研究所		品質保証・管理部

草柳秀雄 国立感染症研究所

総務部業務管理課

安藤逸人 国立感染症研究所

総務部

高橋元秀 熊本保健科学大学

生物毒素·抗毒素共同研究講座

特命教授

### A. 研究目的

国家検定は、保健衛生上特別の注意を要す る医薬品(特に高度な製造技術や試験技術を 要するもの) について、製造販売業者等で実 施する出荷判定に加えて、検定機関がロット リリースを行う制度であり、WHO において も各国の規制当局が実施しなければならな い必須要件と定めている。国家検定制度は、 ワクチン、血液製剤、抗毒素等(ワクチン等) の品質確保において重要な役割を担ってい る一方で、近年の医薬品の製造及び品質管理 技術の向上に伴い、国家検定制度のあり方に ついては国際的にも検討が進められている ところである。こうした背景を踏まえ、過去 の厚生労働科学研究で得られた成果及び諸 外国の国家検定制度の状況を参考にしなが ら、本邦の国家検定制度をより効果的かつ効 率的な制度に向上させるための調査及び研 究を行う。

具体的には、これまでの国家検定の試験成績、製造・試験記録等要約書(SLP)の情報等を活用したワクチンの品質等のリスク評価結果等に応じて国家検定で実施する試験頻度等を見直す仕組みについて基本的な考え方を整理し、ワクチンのリスク評価結果等を国家検定で実施する試験頻度等に反映する制度のモデルを提案する。また、令和3年度にSLP審査が導入された血液製剤等に対するリスク評価方法等について検討を開始する。試験方法に関しては、動物を用いた品質管理試験の今後のあり方について国際的な動向等を踏まえながら幅広く検証し、代

替試験法による生物学的製剤基準の改定や 廃止等を検討する。また、国家検定等を担当 する試験検査機関において国際標準となっ ている品質システムの要件等を整理し、国際 的な認定資格の取得を検討する。さらに、研 究期間を通して WHO が主催する国際会議 等に積極的に参加し、国際的な整合性の確保 を図りながら、本邦に適した国家検定制度を 検討する。これらは検定機関しかできないこ とである。

### B. 研究方法

本研究では、国家検定をより有効な制度に向上させるために必要な調査、研究を行うことを目的としており、1)ワクチンの国家検定においては、すでに導入されている SLP 審査制度の血液製剤、抗毒素製剤等への拡大、2)国家検定に用いられている動物実験の試験精度、再現性等の改善及び動物愛護の観点からの 3Rs 対応、3)ワクチン等の品質に係るリスクを客観的に評価し、品質リスクに応じて試験頻度及び試験項目を変更可能な国家検定の仕組みの提案、を主として検討した。

# 生物学的製剤への SLP 導入

乾燥 BCG 膀胱内用、精製ツベルクリン、蛇 毒抗毒素製剤への SLP 導入の検討

国内抗毒素製剤の製造所であるKMバイオロジクス株式会社から出検された抗毒素製剤の国家検定試験判定結果を調査した。「乾燥はぶウマ抗毒素」については昭和51年から直近の平成30年までの合否判定結果、「乾燥まむしウマ抗毒素」については平成2年から直近の令和3年までの合否判定結果を調査した。

### 品質管理試験法の強化と改良

国家検定の見直しに用いる定量的試験結果 の安定性および同等性の評価基準に関する 研究

検定・検査に用いられる試験手法は多種多

様であり、得られる結果のばらつき方も試験の性質によって異なる。品質管理の視点では、測定値が規格内に安定して収まっていることを確認することが必要であるが、試験結果の安定性および同等性の判定方法については統一的な見解はない。これらを踏まえ、令和3年度に正規分布仮定の試験データにおける標準偏差値(SD)の95%信頼区間を用いた評価法(S<sub>1</sub>)、また令和4年度に測定値の分布範囲を矩形と仮定した標準偏差値を用いた評価法(S<sub>2</sub>)を考案し、実際の国家検定試験38種について検証を行った。

## 異常毒性否定試験の実施方策の検討

血液製剤に関しては、異常毒性否定試験は2005年に既に国家検定から廃止されており、現在は製造所における自家試験のみが引き続き実施されている。各製造所に自家試験記録の提出を依頼し、未出検のロットも含め、製造記録を含め、検定廃止以降過去16年間の結果を精査した。生ワクチン等に関しては、全製造所からロットリリースの対象となる製剤ごとの直近50ロットの自家試験結果の提供を依頼し、得られた製剤の各6~50ロット分の製造履歴および異常毒性否定試験結果について検証した。

これまでの異毒の結果が基準を満たし、均一性が安定して維持されてきたことを確かめた。製造所へ異毒の削除の品質管理への影響について確認した。試験結果の精査等について製剤担当室および品質保証管理部と協議し、異毒を削除してもこれまでと同等の品質管理が可能であることを確認した。これらの結果を総合的に判断し、異毒を用いない品質管理の方法へ移行可能であることを判断し、検定検査業務委員会へ各製剤の生物基からの削除の審議を提案した。

# <u>蛇毒抗毒素製剤の国家検定からの発熱試験</u> の削除の検討

乾燥まむしウマ抗毒素および乾燥はぶウマ

抗毒素の発熱試験の省略について、過去 17 年間(平成 18 年から令和 4 年)を対象期間とし、この期間における発熱試験の検定および自家試験の結果の評価に基づいて検討した。

# <u>致死性動物試験の人道的エンドポイントの</u> 検討

複数のボツリヌス毒素濃度を設定してマウスに接種し、死亡までの時間が異なる場合の体温の推移を nano tag で測定して、その情報から人道的エンドポイントの設定を試みた。

# 狂犬病ワクチン力価検定法の見直し

抗原 ELISA については、EDQM により提供された BSP148 Phase 2 Study Protocol に従って行った。プロトコルに記載のない部分については、EDQM と議論して改善を行った。試験結果の解析は EDQM が品質管理試験のために開発したソフトウェア Combi Stats を用いた。解析モデルを Sigmoid curves (In dose) 、 Transformation を 5-parameters (asymmetric)に設定した。

# ジフテリア毒素無毒化試験の 3Rs に対応し た検出法の開発

ジフテリアトキソイド無毒化試験については、Vero 細胞法の詳細説明、評価方法、トキソイド化が不完全なトキソイドの調製について説明し、ワクチン製造所との共同研究契約を締結した。ジフテリアトキソイド力価試験については、生物学的製剤基準、ジフテリアトキソイド、3.2.5 力価試験、マウスを用いる血中抗毒素価測定法に準じて行った。血中抗体価の測定には、培養細胞法を用いた。Vero 細胞の生死判定には、現行法である顕微鏡での目視の他、3次元培養細胞イメージング装置 Cell3iMager duos(SCREEN ホールディングス)、および細胞増殖/細胞毒性アッセイキット Cell Counting Kit-8(同仁科学研

究所)を用いた。

## 検定検査機関の品質システム強化

# 副反応等に係る情報の国家検定への活用

2021年2月17日から始まった新型コロナ ワクチンについては、厚生科学審議会予防接 種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・ 食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対 策部会安全対策調査会(合同部会)に報告す べき内容を検討した。副反応疑い報告として 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) に届けら れた医療機関からの重篤報告について検討 した。また、海外の予防接種後有害事象サー ベイランス制度やバッチリリース制度につ いて検討する目的で、オーストラリアニュー サウスウェールズ州保健局の「Adverse event following immunisation control guideline」 およ び欧州連合 (EU) の「EU Official Control Authority Batch Release Human Vaccine and Blood Derived Medicinal Products」を翻訳し検 討した。また、わが国のおたふくかぜワクチ ンの定期接種化を検討する中で、今後導入さ れる可能性がある MMR ワクチンの安全性 について検討した。

# ワクチンのリスク評価

国家検定の試験成績、SLP の情報等を活用したワクチンのリスク評価に基づく一部ロット試験制度の実運用開始に向けて、令和5年10月に各ワクチンの製剤担当部署に令和5年9月末までを評価対象期間としてリスク評価シートへの単純リスクスコア等の記入を依頼し、リスクスコアの集計・解析を試行し、ワクチンのリスク区分(試験頻度の設定)及び試験頻度を減じる対象ワクチン(品目)について検討した。また、今回のリスク評価を踏まえて、リスク評価シート(評価項目及び指標等)の見直しを検討した。なお、リスク評価シートは、適用、本質、製造実績、試験実績、SLP審査を評価対象としている。

# 試験検査機関の品質システムに関する検討

公的試験検査機関の品質システムに求められる要件について、国内外の考え方を整理し、各国の試験検査機関の対応状況について調査した。さらに、試験・校正機関の品質システムの国際規格である ISO/IEC 17025:2017 (JIS Q 17025:2018)「試験及び校正を行う試験所の能力に関する一般要求事項」(以下、ISO 17025) について、(公財) 日本適合性認定協会(以下、JAB) にエンドトキシン試験での認定を申請することとして準備を進め、第二段階審査を受けた。また、審査の過程において審査員から求められた是正処置への対応を行った。

### (倫理面への配慮)

動物実験は、「動物の愛護および管理に関する法律」「実験動物の使用および保管等に関する基準」に基づき、国立感染症研究所動物 実験委員会による審査、所長の承認を得て行った。

### C. 研究結果

### 生物学的製剤への SLP 導入

乾燥 BCG 膀胱内用、精製ツベルクリン、蛇 毒抗毒素製剤への SLP 導入の検討

KM バイオロジクス株式会社(旧・化血研)から出検された抗毒素製剤は、「乾燥はぶウマ抗毒素」については過去46年間で22ロット、「乾燥まむしウマ抗毒素」については過去32年間で22ロット存在した。両製剤の国家検定記録を調査したところ、今回記録を入手したロット全てで合格実績が確認された。

### 試験方法の評価と改良

異常毒性否定試験の実施方策の検討

• 血液製剤

検定廃止以降過去 16 年間の結果を精査した結果、対象製剤全てにおいて異常毒性否定試験の「不合格」はなく、試験結果により検定申請を取り止めたロットがないこと、再試

験率は低く、試験成績も安定していたことが 確認された。また、病理検査等による異常所 見等の報告もなかった。以上の結果より、過 去 16 年、血液製剤等においては、異常毒性 否定試験によって不適と判定されるロット は製造されておらず、今後、異常毒性否定試 験を廃止しても問題がないことが確認され た。また、血漿分画メーカーからも、生物学 的製剤基準からの削除による影響はないこ とが確認された。

### ・生ワクチン等

対象製剤全てにおいて異常毒性否定試験の「不合格」はなく、試験結果により検定申請を取り止めたロットはないこと、試験成績も安定していたこと、病理検査等による異常所見等の報告もなかったことから、生ワクチン等においては、異常毒性否定試験によって不適と判定されるロットは製造されておらず、今後、異常毒性否定試験を生物学的製剤基準(各条)から削除しても、製剤の品質管理等に問題がないことが確認された。また、製造メーカーからも、生物学的製剤基準からの削除による影響はないことが確認された。

## ・ 結合型ワクチン

4価髄膜炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)について、過去の国家検定、自家試験の結果を精査し、これまで異毒で問題はなく、長期に渡って製剤の均一性が確認された。すでに異毒が削除された他の結合型ワクチンのヒブワクチンや海外実績等から異毒が設定されなかった肺炎球菌結合型ワクチン等と同様に異毒を実施せずともこれまでと同等の品質管理が可能であると確認された。

# ・インフルエンザ HA ワクチン

本製剤は、過去の異毒による均一性が確認 され、2020年に試験の省略が導入された製 剤である。よって、2018年の試験省略の業 務委員会の承認以降の過去データを精査し、これまで全ロットで異毒による均一性が確認され、問題ないこと確認した。また、本製剤は製造株が頻繁に変更される特徴があることから、過去13年間の12回の株の変更と異毒の結果への影響を解析した。その結果、これまで製造株の変更は、すべて異毒の試験結果には影響していないことが確かめられ、現在の製造方法で製造される限り、製造株の変更も試験結果へ影響しないことが確認された。

### ・四種混合ワクチンおよび関連ワクチン

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (四種混合ワクチン)、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(三種混合ワクチン)、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド、成人用沈降ジフテリアトキソイド、沈降破傷風トキソイドについて、過去の国家検定、自家試験の結果を精査し、これまで異毒で問題はなく、長期に渡って製剤の均一性が確認されてきたことが確認された。異毒を削除してもこれまでと同等の品質管理が可能性であることが確認された。

### ・組織培養ワクチン

乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチンおよび乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンについて、過去の国家検定、自家試験の結果を精査し、これまで異毒で問題はなく、長期に渡って製剤の均一性が確認された。一部製剤で日本での製造販売開始後間もなく国内での試験実績が少ない製剤があるものの承認審査時において海外の多数のロットでの異毒結果に問題がないことが精査されていたことから、海外および国内において、他の製剤と同様に異毒による長期の均一性が確認された。これらのワクチンについても異毒を実施しない品質管理へ移行可能と確認された。

#### ・ウマ抗毒素類

乾燥ガスえそウマ抗毒素、乾燥ジフテリア ウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素、乾 燥はぶウマ抗毒素、および乾燥まむしウマ抗 毒素の5製剤について、過去の検定、自家試 験の確認し、これまで均一性が確認されてき たことを確かめた。一部の製剤は出検頻度が 極めて低く、多数のロットでの長期の均一性 の評価が現実的に困難であったものの、製造 法の高い類似性から異毒の結果評価に関し ては、これらの5製剤は同種製剤としての評 価できると考えられたことから、全5製剤の 異毒による製剤の均一性が確認された。また、 製造、品質管理環境を確認 (GMP等) した。 WHO の方針に従って、異毒を実施せずとも これまでと同等の品質管理が可能であると 確認された。

# 国家検定の見直しに用いる定量的試験結果 の安定性および同等性の評価基準に関する 研究

### <両側規格試験>

シミュレーションで作成した両側規格試験 の各グループ内において、OOS≥1となった 試験数を、ロット数に対して設定 SD 別にプ ロットしたところ、規格内(100±20)に ± 2 SD~±3.5 SD と設定した場合、ロット数増 加に伴い、OOS≥1、即ち不合格値を1回以 上出した試験数は増加することが分かった。 一方、± 4 SD 以上を設定した場合、ロット 数が増えても不合格を経験する試験はほと んど無かった。実際の試験では、OOS が出 た場合、再試制度があると考えられるため、 ±4 SD 以上の試験では不合格はほとんど発 生しないと期待される。尚、±5 SD 設定に おいてOOS≥1となる試験数は0であった。 一方、±2 SD~±2.5 SD の場合、ロット数 増加に伴い $S_1 > 1$  となる試験数が増加し、 同じ SD 設定条件において $[OOS \ge 1$  の試験 数] < [S<sub>1</sub> >1 の試験数] となることが分かっ た。一方、 $\pm 3$  SD  $\sim \pm 5$  SD では、 $S_1 > 1$  とな る試験数が低下し、 $OOS \ge 1$  でも  $S_1 < 1$  となる試験があった。 $S_2$  については、同じ SD 条件下において、常に $[OOS \ge 1$  の試験数] <  $[S_2 > 1$  の試験数]であった。 $S_2$  の定義上、 $OOS \ge 1$  の条件では、必ず  $S_2 > 1$  であるため、 $OOS \ge 1$  かつ  $S_2 \le 1$  となる試験は存在しない。

## <検出限界値を含む片側規格試験>

シミュレーションで作成した、検出限界値 を含む片側規格試験の合計 70 グループにつ いて、各グループ内において  $OOS \ge 1$ 、 $S_1 > 1$ および S2>1 となった試験数を、ロット数に 対して設定 SD 別にプロットしたところ、片 側規格においても規格内(0±100)に ±2SD ~±3.5 SD となるように SD 値を設定した場 合、ロット数増加に伴って不合格を経験した 試験数が増加した。但し、両側規格に比べ、 片側規格では、1 試験あたりの OOS 数は約 半分になると期待されるため、OOS≥1とな る試験数の増加勾配は緩やかになったと考 えられる。同様に、両側規格に比べ、片側規 格の  $S_2$  においても  $S_2 \ge 1$  となる試験数の増 加勾配は緩やかになったが、両側規格試験の 場合と同様に、同じSD条件下おいて、常に [OOS≥1の試験数]<[S2>1の試験数]であっ

一方、 $\pm 2$  SD の場合を除いて、 $S_1 > 1$  となる試験はほとんど無く、 $\pm 2$  SD の場合でも、[OOS  $\geq 1$  の試験数] < [ $S_1 > 1$  の試験数] となった。

# <u>蛇毒抗毒素製剤の国家検定からのたん白質</u> 含量試験の削除の検討

過去 23 年間のたん白質含量試験について、 国家検定成績と製造所の自家試験成績とを 比較した。両成績は良く一致し、再現性・安 定性の観点からも当該試験を国家検定とし てダブルチェックする必要性は低いと考え られた。また、「国家検定における試験項目 の廃止に関する考え方」の「国家検定から試 験項目の廃止を考慮する状況」と「試験項目 の廃止を検討する時に考慮すべき点」に基づいて検討したところ、当該試験を国家検定試 験項目から削除することは可能と考えられた。

# <u>蛇毒抗毒素製剤の国家検定から発熱試験の</u> 削除の検討

過去17年間(平成18年から令和4年)の 発熱試験について、国家検定成績と製造所の 自家試験成績とを比較した。両成績は良く一 致し、再現性・安定性の観点からも当該試験 を国家検定としてダブルチェックする必要 性は低いと考えられた。また、「国家検定から試験項目の廃止を考慮する状況」と「国家 検定における試験項目の廃止に関する考え 方」(第3版)に基づいて検討したところ、 当該試験を国家検定試験項目から削除する ことは可能と考えられた。

## 人道的エンドポイントの検討

・ボツリヌス接種試験における動物の体温推 移

毒素接種後のマウスの運動量と体温の変化 を計測したところ、マウスは活発な運動と休 息を周期的に繰り返し、そのパターンは接種 した毒素量と関係なくどのマウスでもほぼ 類似していた。毒素接種22時間後の観察時 には2~4 LD50の毒素を接種したマウスおよ び1LD50の毒素を接種したマウスのうちの1 匹の計7匹が死亡していた。死亡に先立ち、 接種5~6時間後から著しい運動量の減少が 認められた。ボツリヌス毒素による弛緩性の 麻痺が運動量の計測値に反映されたと考え られる。運動量の低下とともに接種後10時 間後までに平均 5℃程度の体温低下が観察 された。毒素接種48時間後の観察時には0.5 LD50 の毒素を接種したマウスおよび 1LD50 の毒素を接種したマウスのうちの1匹の計3 匹が死亡していた。これらのマウスでは、接 種 7 時間後頃から緩やかな体温および運動 量の低下が認められ、23~40 時間後に死亡 したと推測された。また、接種 22 時間後の 観察時には中〜強程度の症状が認められた。

・平均体温の推移に基づく人道的エンドポイント設定の試み

今回得られたマウスの体温推移の結果から 人道的エンドポイントの設定を試みた。まず 接種 22 時間後に死亡していたマウスを「前 期死亡群」、接種 48 時間後に死亡していたマ ウスを「後期死亡群」として各群の平均体温 の推移から体温の閾値(人道的エンドポイン トの体温)を推測した。両群において、平均 体温が 35℃以下になると、その後も下がり 続ける傾向が認められたが、34.5℃以下にな るとその傾向がより強くなったことから 35℃あるいは 34.5℃を体温の閾値として設 定可能と推測された。

体温閾値以下になるタイミング(接種後の 時間)が両群で異なっていたため、体温が閾 値以下になる各群の匹数を接種後の時間ご とにカウントし、体温を測定するタイミング を検討した。体温閾値を 35℃に設定した場 合、前期死亡群は接種後8時間以降では全マ ウスが閾値以下であったが、後期死亡群でも 11 時間後まででは1~2 匹が該当し、対象外 の多くのマウスを処分してしまうリスクが あると考えられた。体温閾値を34.5℃に設定 した場合、前期死亡群は接種後8時間以降で は全マウスが閾値以下であったが、後期死亡 群でも11時間後まででは1匹が該当し、対 象外のマウスを処分する可能性は残された。 体温閾値を 34℃に設定した場合、前期死亡 群は接種後時間以降ではほぼすべてのマウ スが閾値以下(8,9時間後に各1匹が閾値 以上)であり、後期死亡群は接種後10時間 までであれば閾値以下に体温が下がること はほぼなかった。

・nano tag、非接触赤外線体温計および直腸 体温計による測定温度の比較

各体温計で測定した温度はいずれの条件下

でも同様のパターンで推移し、直腸温度、 nano tag、非接触体温計の順に温度が高いこ とが確認された。

## 狂犬病ワクチン不活化試験法の見直し

プロトコルの改善前(NIID2021)では、試験 品 E を除き、Pre-Dilution の希釈率が 80-100 倍と高い試験品 G,H 及び K において特に試 験間での値のばらつきが大きくなっていた。 一方、改善後(NIID2023)では各試験間のばら つきが少なくなっていた。実際、標準偏差 (SD: Standard Deviation) は試験品 E, F, G, H 及びにおいて約3~30倍の改善が見られた。 平均値については改善前、改善後ともに EDQM の平均値と大きな相違はなかった。 また、OD 値の容量反応曲線は高希釈及び低 希釈帯での OD 値がプラトーに達しないサ ンプルがあるものの、5-parameter ロジステ イック回帰で標準品およびサンプルの測定 値をプロットしたところ、逆シグモイド曲線 が得られた。

# ジフテリア毒素無毒化試験の 3Rs に対応し た検出法の開発

# ・ジフテリアトキソイド無毒化試験

共同研究を行うに際し、ワクチン製造所の 意向を確認するため、アンケートでは、参加 の可否に加え、トキソイド化が不完全なトキ ソイドの調製や Vero 細胞を用いた試験の実 施の可否などについても実施可能との回答 を得た。また、その後の会議において、トキ ソイド化が不完全なトキソイドの調製方法 などについて詳細に議論した。

### ・ジフテリアトキソイド力価試験

血中抗体価の算出に用いる Vero 細胞の生 死判定について、現行法である顕微鏡での目 視、イメージング装置 Cell3iMager duos、細 胞毒性アッセイキット Cell Counting Kit-8 の 3 種類の方法を用いて実施し、結果を比較し た。まず、標準沈降ジフテリアトキソイドを 用いて、各希釈濃度について、値を比較した ところ、目視とイメージング装置の結果はほ ぼ同一であったのに対し、細胞毒性アッセイ キットでは、高希釈倍率では他の2法と変わ らない値であったが、低希釈倍率では、差が 明確であった。

次に、実際の製剤である2種混合トキソイド(DT)と4種混合ワクチン(DPT-IPV)を購入し、3種類の方法を用いて力価算出し、比較した。その結果、いずれの製剤においても、3種類の方法全てで有意差はないことが示された。

## 検定検査機関の品質システム強化

副反応等に係る情報の国家検定への活用

・ 予防接種後副反応疑い報告

国家検定が実施されているすべてのワクチンの接種後副反応疑い報告については、2015年第1週~2021年第52週までに医療機関から報告された副反応疑い報告は37,448件であった。2021年2月17日以降は、新型コロナワクチン接種後の報告が最も多かった。

毎週、年齢別、報告都道府県別に集計し、報告の集積が認められないかについて検討した。また、ワクチン別・症状別に集計し、過去3年間の当該週±2週の平均との差、予防接種法が改正された2013年第14週から比較する前の週までの平均との差について検討し、当該週の報告が過去と比較して多くなっていないかについて検討した。

日本では2021年2月から新型コロナワクチンの接種が開始され、2021年12月時点で、12歳以上の約75%が2回接種を完了した。予防接種後副反応疑い報告に関するデータを使用して、新型コロナワクチン接種後のVVRについて検討した。VVRはアナフィラキシーとの鑑別が必要で、失神を起こして時に重大な外傷に繋がることもあり、迅速な緊急対応が必要な症状である。わが国における

新型コロナワクチン接種後の VVR の報告率は 100 万回接種あたり 9.6 であり、10 代および 20 代でそれぞれ 28.6、37.2 と高かった。 頻度が高かった  $10\sim20$  代においては男女差がなかった (それぞれ 33.0、34.2、p=0.53)。 また、2 回目接種後より 1 回目接種後の方に頻度が高いことが判明した ( 1 回目接種後: 57.4, 2 回目接種後: 8.8、p<0.001)。

# ワクチンのリスク評価について

### ・リスクスコアの集計・解析及び評価

リスク評価に基づく一部ロット試験導入に向けて、令和5年10月に各ワクチンの製剤担当部署に令和5年9月末までを評価対象期間としてリスク評価シートへの単純リスクスコア等の記入を依頼し、リスクスコアの集計・解析結果に基づき国家検定の試験頻度を減じる対象ワクチン(品目)等について検討した。

今回のリスク評価では、過去3回分のリス ク評価結果等を比較検討に加え評価を実施 した。リスク評価項目の単純リスクスコア及 び重要度に基づいて、各製剤の全体リスクス コア(各評価項目の単純リスクスコアを重要 度に基づき重み付けしたリスクスコアを合 計したスコア)を計算した。また評価項目の 内容に従って「製剤固有部分」と「製造及び 試験実績部分」のリスクスコアに分けて、各 製剤の特性を考慮してリスク評価を実施し た。各ワクチンの「製剤固有部分」と「製造 及び試験実績部分」のリスクスコアを等価に 評価するために、試験頻度を減じる対象とし て全体リスクスコアが低いワクチンを選択 する際に、これらの品目がグラフの左下(低 リスク側)に来るように基準線を設定した。 評価対象期間における各ワクチンのリスク スコアの集計結果を評価し、試験頻度を減じ る対象として全体リスクスコアの低いもの から15ワクチンを候補として選定した。た だし、すでに供給停止となっている1ワクチ ン、すでに試験項目がすべて削除されている

1ワクチン、新規承認後の経過年数が3年未 満かつ出検ロット数が 20 ロット未満であり、 評価データが十分に蓄積していない 3 ワク チン、標準対象期間に国家検定で実施する試 験方法の本質的な変更があった 1 ワクチン は、試験頻度を減じる対象から除外し、残り の9ワクチンについて、過去のリスク評価結 果に基づき検証を行った。これらのワクチン のうち7ワクチンは、過去のリスク評価にお いても常に全体リスクスコアが低く、試験頻 度を減じる対象として選定された実績があ るワクチンであった。2ワクチンは、今回の 評価により初めて試験頻度を減じる対象と して選定されたが、過去のリスク評価におい て、常に全体リスクスコアが上位 15 以内で あり安定して低リスクと評価されてきたこ とを確認した。

以上により、試験頻度を減じることが可能なワクチンとして、9ワクチンを選定し、試験頻度を50%とすることが可能と評価した。なお、国家検定の試験頻度を減じる対象は最終段階のみとし、出検数が少ない品目については最低でも年間1ロット(出検数が0ロットの場合を除く)の試験を実施する必要があると考えた。

### ・リスク評価シートの見直し

今年度もリスク評価の信頼性を高めるため、リスク評価シートの見直しを検討した。見直し内容を以下に示す。カバーページに評価の対象となったロット数の記載欄を設ける。令和4年度と令和5年度の評価対象期間は、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課(監麻課)が作成していた「ワクチンのリスク評価に基づく国家検定の一部ロット試験方式の運用について」(運用通知)案に従い、9月末までとしていたが、12月末まで(年区切り)あるいは3月末まで(年度区切り)にするのがよいか、実導入に向けて監麻課と協議が必要と考えられた。また、対象期間を現在の受付日ベースから判定日ベースに変更す

ることについて検討したが、前述した評価対 象期間と合わせて引き続き検討することと した。製造実績の平均ロット数の小数点以下 の扱いを注記に追加する。試験実績の再試験 と試験不成立が重複してカウントされない よう試験不成立は再試験の項目では対象と しないことを注記に追加するとともに、再試 験の発生状況と試験不成立の発生状況を算 出する方法を注記に追加する。加えて、これ らの評価項目の指標(配点区分)を変更する (以上/超、以下/未満の変更のみで指標値 の変更はない)。直近1年間の評価項目につ いて、直近1年間の出件数が「0」の場合の 扱いを注記に追加する。本質の添加物につい ては、添加物の一覧を作成し、指標の見直し を検討する。

### 試験検査機関の品質システムに関する検討

ISO 17025 の認定を取得するため、国内の 認定機関であり、生物系の試験の認定に実績 のあるJABに認定のための審査を依頼した。 認定後には、毎年のサーベイランスと原則と して 4 年ごとの再審査を受ける必要がある が、認定取得の過程では専門家の審査を受け、 その指摘事項に対応して是正処置を講じる ことにより、品質システムの強化と向上に資 することが期待できる。認定は試験法ごとに 与えられるが、審査の過程で技能試験 (proficiency testing) の結果を提示する必要 があり、どの試験法で認定を取得するか検討 した結果、治療薬・ワクチン開発研究センタ 一が試験担当となっているエンドトキシン 試験で認定を申請した。第一段階審査の結果 2点について是正処置が求められたが、これ らの点についての是正処置計画を 12 月 21 日に提出して受理された。技能試験は Charles River Singapore O LAL Proficiency Test Program で実施し、2023 年 4 月 18 日に Pass との評価を得た。第二段階審査は、2023 年6月6日(村山庁舎)と8日(戸山庁舎) に行われた。その結果、3点について是正処

置が求められたが、すべての指摘に対して是正処置を行った結果、2023年9月19日に JIS Q 17025:2018 の基準に適合していることが認められ、認定番号 RTL05120 として試験所認定証が交付された。 有効期限は 2027年9月30日までであり、その間1年に1回のサーベイランスが行われる。

## D. 考察

### 生物学的製剤への SLP 導入

乾燥 BCG 膀胱内用、精製ツベルクリン、蛇 毒抗毒素製剤への SLP 導入の検討

抗毒素製剤の年間ロット数は少ないが、今回記録を入手したロット全てが合格であることや、長期的な製剤の製造実績から、現在唯一の製造所である KM バイオロジクス株式会社の抗毒素製剤であれば、一定の基準を設定した上での試験省略が可能と考えられた。

#### 試験方法の評価と改良

### 異常毒性否定試験の実施方策の検討

血液製剤、生ワクチン、結合型ワクチン、 インフルエンザ HA ワクチン、四種混合ワク チンおよび関連ワクチン、組織培養ワクチン、 ウマ抗毒素類について、それぞれの製剤の検 定および自家試験の結果を精査し、削除の可 能性について検討したところ、すべての製剤 の全ロットにおいて、異毒の結果に問題はな いことを確認できた。これらのことから、今 後は異常毒性否定試験を用いない品質管理 の方法へ移行可能であることが確認された ため、製剤担当室および品質保証・管理部と 協議の上、これらの製剤について生物基から の異毒削除を本年度の検定検査業務委員会 および検定協議会にて審議提案し、それぞれ の審議にてすべての提案について承認され た。

国家検定の見直しに用いる定量的試験結果の安定性および同等性の評価基準に関する

### 研究

#### 両側規格試験

今回検証した両側規格試験では、全ての条 件において [OOS ≥ 1 の試験数] < [S<sub>2</sub> >1 の 試験数] となっており、S<sub>2</sub>は不合格(OOS≥ 1) のリスク検出に有用であることが分かっ た。これは定義上、S<sub>2</sub>≤1が、[規格幅]/[実デ ータ分布幅]≥~1.15 と等価である、即ち規格 幅の方が実データ分布幅よりも常に 15%以 上高いことを評価基準としているため妥当 と考えられた。これらの結果は、 $S_2 \le 1$ であ ることをもって、試験成績は余裕をもって規 格に適合していると結論可能であることを 示している。一方、±4SD、±4.5SD および  $\pm 5$  SD の設定で、OOS = 0 かつ S<sub>2</sub> > 1 とな った試験が、それぞれ33、4および1件検出 された。一般的に 規格幅内に ± 4 SD 以上 の精度で実施されている試験は、安定した試 験であると判断されるため、±4 SD以上の 試験で $S_2 > 1$  となる結果は、偶発的に発生 した外れ値に起因したものと予想される。こ れは、 $S_2>1$  であることのみで試験結果が不 安定と評価するのは不適切であることを示 している。

 $S_1$ については、 $\pm 2$  SD および  $\pm 2.5$  SD 設定 で、[OOS≥1の試験数]<[S<sub>1</sub>>1の試験数]と なったが、±3 SD 以上の設定では、ほとん どの試験で $S_1 \le 1$ となった。 $S_1$ の定義では、 規格範囲内に平均値 ±3SD が収まることを 評価基準にしていることから、±3 SD以上 の設定で  $S_1 > 1$  となる試験数が低下するこ とは妥当と考えられた。これらの結果は、SI >1であることをもって、試験成績は不安定 であると結論可能であることを示している。 一方、±3.5 SD、±4 SD および ±4.5 SD の設 定で、 $OOS \ge 1$  かつ  $S_1 \le 1$  となった試験が、 それぞれ45、8 および2件検出された。S1≤ 1 の場合、実データの 99.7%程度以上が規格 範囲内に含まれることが期待されるため、S1 ≤1かつOOS≥1の試験では、偶発的に発生 した外れ値が OOS となったと考えられる。

同様に、 $S_1 \le 1$  かつ  $S_2 > 1$  の場合も、偶発的に発生した外れ値が含まれていると考えられるため、「 $S_1 \le 1$  かつ  $S_2 > 1$ 」の条件が、外れ値検出に有用であると考えられる。

## ・検出限界値を含む片側規格試験

検出限界値を含む片側試験のシミュレーシ ョン結果においても、常に [OOS≥1の試験 数] < [S<sub>2</sub> > 1 の試験数] となったことから、両 側試験の場合と同様、S<sub>2</sub>は不合格のリスク検 出に有用であることが分かった。一方、常に [OOS ≥ 1 の試験数] > [S<sub>1</sub> > 1 の試験数] であ ったことから、S1は検出限界値を含む試験の 評価には不適であることが分かった。この結 果は、S<sub>1</sub>が正規分布仮定の基で定義されてい ることから、妥当であると考えられる。一方、 S<sub>2</sub> は、データ分布の最小値と最大値を使っ て定義されているため、ばらつきの少ない試 験では適切な評価を与えると期待されるが、 1 ロットでも外れ値が含まれると S<sub>2</sub> 値は大 きくなるため、検出限界値を含む試験では、 外れ値の評価法について別途検討が必要で ある。

# <u>蛇毒抗毒素製剤の国家検定からの試験削除</u> の検討

乾燥ウマ抗毒素製剤の年間ロット数は少ないが、今回記録を入手したロット全てが合格であることや、3Rの観点、試験の結果の再現性・安定性の観点から、たん白質含量試験、発熱試験を国家検定としてダブルチェックする必要性は低いと考えられた。また、現在は製造所においてGMPや包括的な品質管理の技術が十分に整っていると考えられ、さらにSLP審査の導入によって製造所で実施される品質管理試験について詳細な検証ができるようになっており、当該試験の自家試験成績を確認することで十分に当該製剤の品質を確保できると考えられた。

## 人道的エンドポイントの検討

本研究では、ボツリヌス毒素による致死的 試験における人道的エンドポイントの設定 について検討した。これまでに、「日単位」 「時間単位」での死亡予測を検討したが、よ り正確な死亡予測のためには時間間隔をお いた定点での体温測定では情報が不十分な ため、nano tag をマウスの背部皮下に埋め込 み、毒素接種後の体温および運動量の推移に ついて継続的に測定し、体温推移から人道的 エンドポイントの設定を試みた。0.5LD<sub>50</sub>、1 LD<sub>50</sub>、2 LD<sub>50</sub>、3 LD<sub>50</sub>、4 LD<sub>50</sub>の毒素を接種 したマウスにおいて、接種後22時間までに 死亡するマウス(前期死亡群)と接種後 48 時間後までに死亡するマウス(後期死亡群) の2パターンが認められたため、各群におけ る人道的エンドポイントの設定を試みた。前 期死亡群では「接種 8~9.5 時間後の体温が 34℃以下」または「接種 8~9.5 時間後の体 温が 34.5℃以下」と設定し、後期死亡群では 「接種11時間以降の体温が35℃以下」と設 定することができた。しかし、前期死亡群に おいては人道的エンドポイントの対象とす べきマウスの見落としや対象外のマウスに 対する人道的エンドポイントの誤適用とい うリスクが残された。今後、更にサンプル数 を増やしてこのようなリスクを軽減できれ ば、より正確な人道的エンドポイントの設定 が可能と思われる。また、毒素接種後、死亡 するまでの時間により体温低下の推移パタ ーンが異なる場合でも、複数回の体温測定を 行うことでほぼ適切に人道的エンドポイン トを適用できると考えられた。ただし、今回 設定した人道的エンドポイントはあくまで も今回得られた体温推移のパターンに限ら れるものであり、ボツリヌス毒素の種類や濃 度によっては今回のパターンに当てはまら ない可能性が十分考えられるので、異なる体 温推移のパターンについて検証する必要が あると思われた。

nano tag による測定温度が直腸温を反映しているのか確認したところ、非常に高い相関

を示し、nano tag の測定温度は直腸温より 1°C程度低いことが確認された。また、nano tag による測定温度は非接触赤外線体温計 (物体モード)とも非常に高い相関を示し、nano tag の測定温度は 1°C程度高いことが確認された。体温を指標とした人道的ンドポイントの適用はヒト用非接触赤外線体温計を用いて実施することが想定される。そのため、nano tag とヒト用非接触赤外線体温計による測定温度に相関性が認められたことは有益な情報であり、ヒト用非接触赤外線体温計を用いる場合でも、体温閾値を 1°C下げることで nano tag による測定温度に基づいて設定した人道的エンドポイントを適用できると考えられた。

## 狂犬病ワクチン不活化試験法の見直し

今回抗原 ELISA によって安定的な力価の値を得ることが出来たことから、今後国内で使用されているワクチンを用いて本方法のバリデーションを行い、力価試験法を変更する道筋が出来たと考えている。現在日本で承認を受けている狂犬病ワクチンは、KMバイオロジクス(KMB)社製の国産品と2019年から輸入が開始されたグラクソスミスクライン(GSK)社製のラビピュールの2つである。しかし、2018年からKMBのワクチンの製造は停止しており、今後再開の見込みは立っていないことから、ラビピュールについての検討を行う予定である。

# ジフテリア毒素無毒化試験の 3Rs に対応し た検出法の開発

ワクチン製造所との共同研究を行うため、 契約書案の検討から締結まで 1 年という長 時間を要したが、少なくとも共同研究が開始 できる状態になり、次の段階に進むことが可 能となった。

ジフテリアトキソイド力価試験では、Vero 細胞の生存率を用いて免疫したマウスの血中抗体価を算出している。本法は数十年前に

方法が確立されているため、今でも当時の方法が用いられていることが多く、本試験においても Vero 細胞の生死判定は、顕微鏡を用いた目視で行っている。様々な方法が開発されている現在の状況において、目視で判定するという主観性の高い方法を継続することは好ましいとは言えないため、客観性の高い方法と比較したところ、現行法から客観性の高い方法へ移行することは可能であることが示された。

## 検定検査機関の品質システム強化

副反応等に係る情報の国家検定への活用

予防接種法に基づく予防接種後副反応疑い報告制度は、2013年の予防接種法改正により始まった制度である。この制度があったことは、2021年2月17日から始まった新型コロナワクチンの安全性評価には大きな力となった。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同部会)で安全性サーベイランスが実施され、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度で幅広い救済が実施され、審議結果は厚生労働省のホームページに公表されている。

新型コロナワクチン接種後の VVR は 10 ~20 代で頻度が高く、1回目接種後は 2回目より頻度が高かったことから、特に、10~20 代への初回接種後は、VVR の好発時期である接種後 30 分間は背もたれの椅子に座って体調を十分に観察し、外傷に繋がらないような注意が必要と考えられた。

2024年1月(インフルエンザ以外)、2023年7月(インフルエンザ)に開催された上記部会で報告された予防接種後副反応疑い報告について、医療機関から重篤として報告された頻度をワクチン毎に検討した。HPVワクチンに関しては、積極的勧奨の差し控え前に報告された数が多く、ワクチンの中では頻度として最多であった。最近接種が可能にな

った組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (酵母由来) については、推定 10 万接種あたり 0.6 でその他のワクチンと同様の頻度であった。新型コロナワクチンに関しても、その他のワクチンと同程度の頻度で特に高い報告頻度ではなかった。

また、今年は予防接種後有害事象サーベイ ランスについて先進的な国とされているオ ーストラリアの制度を知るために、ニューサ ウスウェールズ州保健局のガイドラインを 翻訳し検討した。オーストラリアでは、「報 告された発生頻度が高い、及び/又は予防接 種との因果関係がある可能性が低い(低レベ ル)」、「発生頻度は低く重篤であり、最近の 予防接種と関連している可能性がある(高レ ベル)」、「発生頻度は低く予防接種と因果関 係がある可能性が高い重要(高レベルの重要 性) な事象である」、又は「最近の予防接種 との関連性に関してメディア又は地域社会 に重大な懸念が生じる可能性がある」にわけ て検討し、このカテゴリー分けによって、低 レベルの AEFI には、届出後7営業日以内に 対応する。高レベルの AEFI が疑われる場合 又は特に注目すべき有害事象(AESI)につ いては、3日以内に対応する、重要な高レベ ルの AEFI が疑われる場合は1日以内に対応 するとしてワクチンの管理を行う部署(TGA) への報告頻度を変えており、必要に応じて、 疑い症例の追跡調査を行うとしていた。また、 ワクチン効果不全やワクチン接種過誤につ いても届出制度が確立されていた。

ワクチンの安全性についての検討から、欧州連合(EU)のバッチリリースシステムについて知る目的で、「EU Official Control Authority Batch Release Human Vaccine and Blood Derived Medicinal Products」を翻訳した。このガイドラインは、EU を含む欧州諸国での Official Control Authority Batch Release (OCABR)の管理手順の概要を示したもので、EU 当局による OCABR 試験に適合しないバッチについて、すべての所轄官庁及び関

係する医薬品販売承認取得者の間で情報を交換するためのシステムの概要が示されていた。付録として多数の報告書ひな型が提示されており、これらの共通の書式を使って、情報が共有されていることが推察された。さらに、今後おたふくかぜワクチンの定期接種化に際して、MMR ワクチンの安全性についても検討される可能性を考え、最近報告されたレビュー論文を選択して検討した。この論文では、日本で使われている星野株を含むMMR ワクチン、今後国内導入が検討されている RIT 株についても言及されており、安全性についての懸念は示されていなかった。

### ワクチンのリスク評価について

国家検定におけるワクチンのリスク評価に基づく一部ロット試験導入の実運用開始に向けて、直近(令和5年9月末まで)の実績等に基づきリスク評価を試行し、試験頻度を減じる対象品目として9ワクチンを選定し、試験頻度を50%とすることが可能と評価した。

リスク評価シートについては以下の見直しを行うことで、集計作業時の確認を容易にすること、担当者(製剤)間の解釈にばらつきが生じることを防ぐこと、直近1年間の出検数が「0」の場合にリスクスコアが過小評価される可能性を改善することが期待できる。

- カバーページに評価の対象となったロット数の記載欄を設ける。
- ・ 製造実績の平均ロット数の小数点以下の 扱いを注記に追加する。
- ・ 試験実績の試験不成立と再試験が重複してカウントされないように注記を追加する。
- ・ 再試験の発生状況と試験不成立の発生状況を算出する方法を注記に追加する。加 えて、これらの評価項目の指標(配点区 分)を変更する。
- ・ 直近1年間の出件数が「0」の場合の扱い を注記に追加する。

以下の見直し事項については、引き続き検討することになった。

- ・ 評価対象期間の区切り(12月末まで(年 区切り)あるいは3月末まで(年度区切 り)にすること(現在は9月末まで)
- ・ 対象期間を現在の受付日ベースから判定 日ベースに変更すること
- ・ 本質の添加物について、添加物の一覧を 作成し、指標を見直すこと

本研究では、SLP 審査実績が十分に蓄積さ れたワクチンを対象にリスク評価を検討し たが、令和3年7月に新たにSLP審査が開 始されたワクチン以外の製剤(血液製剤、抗 毒素製剤、BCG 膀胱内用、精製ツベルクリ ン、水痘抗原) のうち、BCG 膀胱内用は BCG ワクチンと同様に製造されているため、概ね ワクチンのリスク評価シートを使用するこ とができると考えられた。ただし、ワクチン のリスク評価シートには治療薬を想定して いない評価項目があるため、治療薬用に評価 項目を一部見直すことで試行的な評価がで きると考えられた。他の製剤へのリスク評価 の導入については、各製剤の担当者の意見や 今後の検定実績も踏まえて検討を進めるこ とが望ましいと考えられた。また、製品回収 の発生状況について、リスク評価へ反映する 必要性等を検討するため、次回以降のリスク 評価においては製品回収の発生状況を把握 することとした。

ワクチンの国家検定にリスク評価に基づく 一部ロット試験が導入された後は、低リスク と認められるワクチン(品目)を段階的に拡 げていくこと、またリスクが低いと評価され た品目については次回以降のリスク評価で 再度リスクが低いと評価されれば試験頻度 を更に低くすることで、国家検定の最適化を 進められることが期待できる。一方で、承認 書等の製造方法と異なる製品の製造、虚偽の 製造指図記録・試験記録の作成、不適切な試 験の実施といった違反のほか、適切な変更管 理、バリデーション、逸脱処理の未実施、安 定性モニタリングにおける不適切な処理と いった違反が相次ぎ、多くの製造業者が行政 処分を受ける状況が続いている。こうした処 分を受け、製品の出荷停止や出荷調整が広範 に実施され、医薬品の供給不足が生じている。 このような状況に鑑みると、国家検定による 規制を一律に緩和するのではなく、リスクを 評価した上で、リスクが低いと評価された製 品は国家検定の試験頻度を減じることがで きる一方で、リスクが高いと評価された製品 あるいは違反等が発覚し行政処分を受けた 業者の製品に対しては国家検定で実施する 試験頻度を全ロットにするなど、リスクに応 じて国家検定を厳格に実施できる柔軟な制 度に見直すことが不可欠である。

## 試験検査機関の品質システムに関する検討

PIC/S や WHO では、いずれもガイドライン 等により公的試験検査機関において適切な 品質システムを運用することを求めており、 ISO の認定取得を要件とはしていないが、 ISO 17025 を国際的な標準規格として例示し ている。また欧州においては ISO 17025 基準 に基づく OMCL ネットワークが構築され、 ロットリリースにおける試験結果の相互利 用が行われている。国家検定(NRA Lot Release)において試験を実施している各国 の NCL の多くが、すでに ISO 17025 の認定 を取得済みであることが明らかとなり、国家 検定の分野でも、ISO 17025 が実質的な国際 標準として広く受け入れられている状況が 明確となった。認定を取得していないことは、 将来的に、公的試験検査機関としての国際的 な評価にとってマイナスとなることが懸念 されること、国家検定の信頼性を確保するた めには品質システムを運用することが必須 であり、ISO 17025 の認定を取得する過程で は、品質システムの強化と向上が図られる効 果も期待できることから、感染研としても

ISO 17025 の認定を取得することが望ましいと考え、取得のための作業を開始した。JABによる書類審査、第一段階審査、第二段階審査の過程で、マネジメントシステム及び試験実施のそれぞれにおいて是正処置が必要と指摘された点の改善を行い、2023 年9月にJIS Q 17025:2018 の基準に適合していることが認められ、認定番号 RTL05120 として試験所認定証が交付された。

#### E. 結論

## 生物学的製剤への SLP 導入

抗毒素製剤は令和3年7月より SLP 審査 対象製剤となった。今回の SLP 審査導入に より、原材料から小分製品までの製造工程 における様々な試験結果を確認可能となっ たが、試験担当室による小分製品の試験に ついては、年間ロット数が少ないため、省 略されないのが現状である。今回、過去の 国家検定記録を調査したところ、KM バイ オロジクス株式会社が製造した「乾燥はぶ ウマ抗毒素」、「乾燥まむしウマ抗毒素」に ついては両製剤共に過去 22 ロットの合格 実績が確認された。抗毒素製剤の年間ロッ ト数は少ないが、今回記録を入手したロッ ト全てが合格であることや、長期的な製剤 の製造実績から、現在唯一の製造所である KM バイオロジクス株式会社の抗毒素製剤 であれば、一定の基準を設定した上での試 験省略が可能と考えられた。

### 試験方法の評価と改良

異常毒性否定試験は、長年に渡り製剤の均一性を確認する重要な品質管理試験として役割を果たして来たが、2018年に国際的に試験の設定のあり方が整理されたことに伴い、試験法の国際調和への協力のため、試験削除の検討を進めた。すべての製剤についてこれまでの試験結果を精査し、すべての結果について問題が無かったことを確認し、またそれぞれの製剤の特徴および製造環境等の

確認からも異毒削除による影響がない事を確認し、今後は異常毒性否定試験を用いない品質管理の方法へ移行可能であることが確認された。2023年3月の厚生労働省告示をもって、国内で販売されている全製剤からの異常毒性否定試験の削除が完了した。

# 検定検査機関の品質システム強化

2021年2月から始まった新型コロナワクチンについて、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同部会)で公表された結果について検討し、健康被害救済制度に基づく救済状況について紹介した。新型コロナワクチン接種後の VVR は 10~20 代で頻度が高く、1回目接種後は2回目より頻度が高かったことから、10~20 代への初回接種後は、VVRの好発時期である接種後30分間の体調観察が重要と考えられた。

上記部会で公表された予防接種後副反応疑い報告の結果について検討した。また、オーストラリアの予防接種後有害事象サーベイランスの制度を知ること、EUのバッチリリースのシステムを知ること、新しい MMR ワクチンの安全性について知ること目的に海外論文を翻訳し検討した。

ワクチンのリスク評価について、過去のリスク評価結果を考慮した上で直近(令和5年9月末まで)の実績等に基づきリスク評価を試行し、試験頻度を減じる対象品目を選定した。また、リスク評価シートの見直しを検討した。ワクチンの国家検定にリスク評価に基づく一部ロット試験が導入されることで、国家検定の最適化や国際整合化が期待できる。

試験検査機関の品質システムに関して、 PIC/S や WHO において、ISO 17025 が試験 検査機関の品質システムの実質的な国際標 準となっており、多くの国の公的試験検査機 関が認定を取得していることから、感染研と しても認定を取得することが望ましいと考え、本年度に認定を取得することができた。 認定を取得する過程で見いだされた課題等 への取組みは、品質システムの強化と向上に も資することが期待できる。

### F. 健康危険情報 なし

### G. 研究発表

- 1. 論文発表
- Sasaki E, Asanuma H, Momose H, Furuhata K, Mizukami T, Hamaguchi I. Nasal alum-adjuvanted vaccine promotes IL-33 release from alveolar epithelial cells that elicits IgA production via type 2 immune responses. *PLoS Pathog*. 2021;17(8): e1009890. doi: 10.1371/journal.ppat.1009890.
- Sasaki E, Momose H, Furuhata K, Mizukami T, Hamaguchi I. Impact of injection buffer volume to perform bronchoalveolar lavage fluid collection for isolating alveolar macrophages to investigate fine particle-induced IL-1α secretion. *J Immunotoxicol*. 2021;18:163-172. doi: 10.1080/1547691X. 2021.1979699.
- 3) Miyamoto S, Arashiro T, Adachi Y, Moriyama S, Kinoshita H, Kanno T, Saito S, Katano H, Iida S, Ainai A, Kotaki R, Yamada S, Kuroda Y, Yamamoto T, Ishijima K, Park ES, Inoue Y, Kaku Y, Tobiume M, Iwata-Yoshikawa Shiwa-Sudo N, Tokunaga K, Ozono S, Hemmi T, Ueno A, Kishida N, Watanabe S, Nojima K, Seki Y, Mizukami T, Hasegawa H, Ebihara H, Ken M, Fukushi S, Y. T. Takahashi Suzuki Vaccination-infection interval determines cross-neutralization potency SARS-CoV-2 Omicron after breakthrough

- infection by other variants. *Med.* 2022;3(4):249-261.e4. doi: 10.1016/j.medj.2022.02.006.
- 4) Nosaki Y, Maeda K, Watanabe M, Yokoi T, Iwai K, Noguchi A, Tobiume M, Satoh M, Kaku Y, Sato Y, Kato H, Okutani A, Kawahara M, Harada M, Inoue S, Maeda K, Suzuki T, Saijo M, Takayama-Ito M. Fourth imported rabies case since the eradication of rabies in Japan in 1957. J Travel Med. 2021 Dec 29;28(8):taab151. doi: 10.1093/jtm/taab151.
- 5) Kawahara M, Takayama-Ito M, Kato H, Kitaura S, Satoh M, Saijo M. Development of an assay for detecting the residual viable virus in inactivated rabies vaccine by enzyme-linked immunosorbent assay.Biologicals.2021 70:59-63. doi:10.1016/j.biologicals.2021.01.002.
- 6) Okuno H, Satoh H, Morino S, Arai S, Ochiai M, Fujita K, Naito S, Kato A, Ishii K, Oishi K, Suzuki M, Tanaka-Taya K. Characteristics and incidence of vaccine adverse events after Bacille Calmette-Guérin vaccination: A national surveillance study in Japan from 2013 to 2017. Vaccine. 40(33):4922-4928, 2022. doi:10.1016/j.vaccine.2022.05.055
- 7) Okuyama M, Morino S, Tanaka K, Nakamura-Miwa H, Takanashi S, Arai S, Ochiai M, Ishii K, Suzuki M, Oka A, Morio T, Tanaka-Taya K. Vasovagal reactions after COVID-19 vaccination in Japan. Vaccine. 40(41):5997-6000, 2022. doi:10.1016/j.vaccine.2022.08.056
- 8) Horiya M, Posadas-Herrera G, Takayama-Ito M, Yamaguchi Y, Iizuka-Shiota I, Kato H, Okamoto A, Saijo M, Lim CK.Genetic Characterization of Human Rabies Vaccine Strain in Japan and Rabies Viruses Related to Vaccine

- Development from 1940s to 1980s. Viruses. 14(10):2152, 2022. doi:10.3390/v14102152
- Iwaki M, Kenri T and Senoh M. An ELISA System for Tetanus Toxoid Potency Test: An Alternative to Lethal Challenge. Biologicals. 82:101681, 2023 doi:10.1016/j.biologicals.2023.101681
- 10) Shim SB, Choi CW, Shin JH, Kim JW, Schepelmann S, Jung JH, Chander H, Pujilestari R, Kuramitsu M, Ochiai M, Qi NY, Dimapilis GN, Dung LT, Moon HS, Shin IS. Report on the seventh meeting of national control laboratories for vaccines and biologicals of the WHO Western Pacific and South-East Asia member states. Biologicals. 84:101712, 2023 doi:10.1016/j.biologicals.2023.101712
- 11) Choi CW, Choi Y, Maryuningsih YS, Wibisono B, Kim JW, Ramondrana D, Mizukami T, Ochiai M, Samat AA, Mangorangca C, Thi DL, Van HP, Shim SB, Seong SK, Shin IS. Report for the Eighth Asian National Control Laboratory Network meeting in 2023: Self-sufficiency strategy of plasma-derived medicinal products and regulatory harmonisation. Biologicals. 85:101754, 2024 doi:10.1016/j.biologicals.2024.101754

#### 2. 学会発表

- Mizukami T, Sasaki E, Momose H, Furuhata K, Hamaguchi I. Systems vaccinology enable us to evaluate vaccine safety and quality in vitro. WC11 – the 11th World Congress on Alternatives and Animal Use in the Life Sciences, August 23 – September 2, 2021, virtual congress
- Ochiai, M., Yamamoto, A., Fujimoto, H. The evaluation of CHO cell clustering assay to test for pertussis toxin using automatic whole well image capture and analysis. 11th

- World Congress on Alternatives and Animal Use in the Life Sciences, 2021 年 8-9 月
- 3) Ochiai M. Quality Control and National Lot Release of COVID-19 Vaccines in Japan. 2021 APEC Online Communication Platform for COVID-19 Vaccine Testing Harmonization and Information Exchange of Batch Release Activity. September 7th, 2021 Virtual Meeting. Organized by Taiwan FDA.
- 4) 多屋馨子: VPD を考える.第 36 回日本環 境感染学会総会. 2021 年 9 月 19-20 日(愛 知県名古屋市)
- 5) Mizukami T. "Accelerating Global Deletion of the Abnormal Toxicity Test. Planning common next steps". A workshop organized by AFSA/HSI and EFPIA in collaboration with IABS. October 14th, 2021, Zoom webinar
- 6) 水上拓郎, 佐々木永太, 百瀬暖佳, 古畑 啓子, 濵口功. システム・ワクチノロジ ーを応用した in vitro 次世代アジュバン ト・ワクチン安全性評価法の開発. 日本 動物実験代替法学会第 34 回大会. 2021 年 11 月 11 日-13 日 (オンライン共催)
- 7) 関洋平, 野島清子, 水上拓郎, 福士秀悦, 森山彩野, 高橋宜聖, 前田健, 鈴木忠樹, 吉原愛雄, 濵口功. SARS-CoV-2 mRNA ワクチン(コミナティ筋注®) 接種者血 清を用いた SARS-CoV-2 変異株に対する 中和能の検討. 第 68 回日本ウイルス学 会学術集会. 神戸. 2021 年 11 月 16 日 (火)~18 日 (木)
- 8) 水上拓郎, 野島清子, 関洋平, 福士秀悦, 森山彩野, 高橋宜聖, 前田健, 鈴木忠樹, 吉原愛雄, 濵口功. SARS-CoV-2 mRNA ワクチン(コミナティ筋注®) 接種者血清パネルを用いた mRNA ワクチンの有効性・安全性に関する研究。第 25 回日本ワクチン学会学術集会, 長野県軽井沢, 2021年12月3日-5日(日)

- Ochiai M. Current Quality Control and National Lot Release of COVID-19 Vaccines in Japan. 5th Symposium on Research and Quality Control of Vaccines. March 7th-8th, 2022 Virtual Meeting. Co-organized by NIID (Japan), NIFDC (China) NIFDS (Korea)
- 10) Mizukami T. Current Status of Abnormal Toxicity Test in Japan -Removal of Abnormal Toxicity Test in Japan-. 5th Symposium on Research and Quality Control of Vaccines. March 7th-8th, 2022 Virtual Meeting. Co-organized by NIID (Japan), NIFDC (China) NIFDS (Korea)
- 11) Ishii K. On-going Activities and Major Achievements by NIID as WHOcc (JPN-28).
  5th Symposium on Research and Quality Control of Vaccines. March 7th-8th, 2022 Virtual Meeting. Co-organized by NIID (Japan), NIFDC (China) NIFDS (Korea)
- 12) 多屋馨子: 新型コロナワクチンの副反応 とその対応. 第 70 回日本化学療法学会 総会. 2022 年 6 月 4 日 (岐阜市: ウエブ 発表)
- 13) Madoka Kuramitsu, Takuo Mizukami, Isao Hamaguchi. Removal of abnormal toxicity test from minimum requirements for biological products in Japan. 7th WPR NCL workshop Global Bio Conference (GBC) 2022. Sep 5-7, 2022, Seoul, KOREA (ZOOM)
- 14) 多屋馨子: コロナ禍におけるワクチンや 感染症. 第 223 回日本小児科学会千葉地 方会. 2022 年 9 月 11 日 (千葉市: ウエブ 発表)
- 15) 多屋馨子: 新型コロナワクチンの副反応. 第 41 回トラベラーズワクチンフォーラ ム研修会. 2022 年 9 月 17 日(ウエブ開催)
- 16) 松村隆之. 蛇毒抗毒素の国家検定の状況. 日本の抗毒素製剤の必要性を論じる会 (熊本、2022 年 10 月 14 日)

- 17) 多屋馨子: 予防接種に関する最近の話題. 第 71 回日本感染症学会東日本地方会学 術集会、第 69 回日本化学療法学会東日 本支部総会合同学会. 2022 年 10 月 28 日 (札幌市)
- 18) 妹尾充敏,岩城正昭,山本明彦,嶋崎典子,見理剛.ジフテリアトキソイド無毒化試験の in vitro 法の開発. 第 96 回日本細菌学会総会. 2023 年 3 月. 姫路.
- 19) 多屋馨子: 感染症・予防接種に関する最近の話題. 第137回日本小児科学会福島地方会. 2023年6月4日(福島県福島市)
- 20) 多屋馨子: 我が国のおたふくかぜ対策の 過去、現在、未来. 第55回日本小児感染 症学会総会・学術集会(愛知県名古屋市)
- H. 知的財産権の出願・登録状況 なし